

# 高知県イメージキャラクター「くろしおくん」使用規程

## (趣旨)

**第1条** この規程は、高知県が著作権を有するイメージキャラクター「くろしおくん」のイラスト、立体物又はこれらに準ずるもの（以下これらの著作物を総称して単に「くろしおくん」という。）の使用に関し、必要な事項を定め、もって高知県(以下「県」という。)のPR、県産品の販路拡大、県の産業振興等に寄与することを目的とする。

## (使用許諾申請等)

**第2条** 「くろしおくん」を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、高知県知事（以下「知事」という。）に使用許諾申請書（別記第1号様式）を提出し、その許諾を受けなければならない。

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許諾申請を要しない。

- (1) 県または県に関係する団体が、県の事業の一環で、デザイン等を改変することなく使用する場合。
- (2) 国または地方公共団体が、その事業の一環で、デザイン等を改変することなく使用する場合。
- (3) 学校教育法第一条に規定する学校が教育目的に使用する場合。
- (4) 報道機関が、新聞、テレビ及び雑誌等に、報道目的で使用する場合。
- (5) 著作権法で認められている私的利用の範囲に該当する場合。
- (6) 「くろしおくん」の着ぐるみを使用する者が、当該イベントの広報に「くろしおくん」のデザイン等を改変することなく使用する場合。

## (使用許諾)

**第3条** 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、使用を許諾するものとする。

- (1) 県の品位を損なうおそれがある場合。
  - (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合。
  - (3) 特定の個人、団体、法人（県を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。
  - (4) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合。
  - (5) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。この号において同じ。）又は暴力団に関与する者が利用する場合。
  - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者が利用する場合。
  - (7) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57条）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者が利用する場合。
  - (8) イラスト等の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合。
  - (9) 「くろしおくん」をこの使用規程に基づいて使用しないおそれがある場合。
  - (10) 「くろしおくん」のイメージを損なうおそれがある場合。
  - (11) その他公益上の観点又は著作権管理上の観点から不相当である場合。
- 2 知事は、「くろしおくん」の使用を許諾するとき又は使用を認めないときは、別記第2号様式による使用許諾回答書により、申請者に通知する。
- 3 第1項の規定により使用の許諾を受けた者（以下「使用者」という。）が、「くろしおくん」のデザイン等を改変して使用する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザイン等を改変したい場合は、あらかじめ県と協議を行うこと。
  - (2) 完成したデザイン等は、県の求めに応じて画像データを県に提出すること。  
ただし、県においてデザイン等を確認し、改変されたデザイン等が「くろしおくん」のイメージを損なうおそれがあると判断した場合には、改変を許諾しないものとする。
- 4 前項の規定により使用者がデザイン等を改変した「くろしおくん」を第三者に使用させようとするときは、県の同意を得なければならない。

#### (使用上の遵守事項)

- 第4条** 使用者は、県が定める『くろしおくん』デザインマニュアル』に従い、「くろしおくん」を使用しなければならない。
- 2 使用者は、商品等に著作権者の表示及び利用許諾番号「©高知県くろしおくん (#許諾番号)」等の標記を付さなければならない。ただし、県の同意を得た場合はこの限りでない。
  - 3 標記の方法、場所その他の態様については、県と使用者が協議して決定するものとする。

#### (使用料)

- 第5条** 「くろしおくん」の使用料は、無償とする。

#### (使用期間)

- 第6条** 「くろしおくん」の使用期間は、原則として許諾日から4年を経過する日の属する年の12月31日までとする。
- 2 前項の期間を超えて引き続き使用する場合は、改めて使用許諾を受けなければならない。
  - 3 知事は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。

#### (完成品の提出)

- 第7条** 使用者は、許諾を受けた商品等の完成品（広告を含む）は、知事の求めに応じて、速やかに知事に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真による提出等をもって完成品の提出に代えることができる。

#### (許諾内容の変更)

- 第8条** 第3条の規定により使用者が許諾を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ、知事に別記第3号様式による使用内容変更許諾申請書を提出し、その許諾を受けなければならない。
- 2 知事は、「くろしおくん」の使用内容の変更を許諾するとき又は変更を認めないときは、別記第4号様式による使用内容変更許諾回答書により、使用者に通知するものとする。

#### (許諾の取消し)

- 第9条** 知事は、「くろしおくん」の使用が許諾内容に違反していると認める場合には、当該許諾の取消しをすることができる。
- 2 前項に規定する許諾の取消しは、別記第5号様式による使用許諾取消書により、使用者に通知する。
  - 3 使用者は、第1項の規定により「くろしおくん」の使用が取消しされたときは、取消しの通知があった日以降、これを使用（製造、販売又は出荷を含む。）してはならない。

#### (目的外使用及び権利譲渡の禁止)

- 第10条** 使用者は、第3条の規定により許諾を受けた目的以外の目的のために「くろしおくん」を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

#### (責任の制限)

- 第11条** 第9条の規定により、「くろしおくん」の使用の許諾を取り消した場合において、使用の許諾を取り消された者又は第三者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。
- 2 使用者が、「くろしおくん」の使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償を求められた場合でも、知事はその責めを負わない。

3 使用者は、「くろしおくん」の使用により高知県に損害を与えた場合は、故意又は過失の有無に関わらず、これによって生じた損害を高知県に賠償しなければならない。

#### (第三者に対する権利侵害)

**第12条** 使用者は、「くろしおくん」の使用に当たり、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他の権利を侵害してはならない。

2 県は、使用者が「くろしおくん」の使用により第三者の権利を侵害し又は乙が製造者としての責任を問われるに至ったときにおいても、一切の責めを負わないものとする。

#### (使用の非独占性等)

**第13条** 使用者は、「くろしおくん」若しくはこれに類似するもの又はこれらを含むものについて、産業財産権を取得してはならない。

#### (使用状況の調査)

**第14条** 知事は、使用を許諾した「くろしおくん」の使用状況について調査をすることができる。この場合、使用者は知事からの調査の通知を受けた場合は、「くろしおくん」の使用状況について知事に報告しなければならない。

#### (著作権)

**第15条** 使用者は、「くろしおくん」に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に定める権利を含む。）が県に帰属することを確認する。

#### (補則)

**第16条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

高知県イメージキャラクター「くろしおくん」  
使用許諾申請書

高知県知事 様

(申請者)

住所	〒
法人・団体名	
代表者の氏名	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

高知県イメージキャラクター「くろしおくん」の使用許諾を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、「高知県イメージキャラクター「くろしおくん」使用規程」の内容を遵守するとともに、下記の遵守事項に違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約します。

使用種別	<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> その他	
使用対象物		
使用目的及び内容		
「くろしおくん」画像データの提供を希望する場合	画像番号	
	データ形式	<input type="checkbox"/> PNG <input type="checkbox"/> AI
「くろしおくん」デザインのアレンジの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
使用期間(※最長 5 年)	許諾日から	年 12 月 31 日 まで
単価 (商品の場合は小売価格(消費税及び地方消費税を含まない。)、景品及び広告の場合は製造価格を記入。)		円
製造個数(見込みでも可)		
(商品の場合) 当該商品の広告への「くろしおくん」使用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

【以下の書類を添付してください】

- 企画書等（レイアウト、設計図等使用方法がわかるもの）
- 申請者の概要が分かる書面（会社パンフレット等）

【申請者は以下の事項を誓約し、チェックしてください】

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員ではありません
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行っていません
- 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行っていません
- 高知県税に未納がありません

【申請者は以下の附帯事項を遵守し、チェックしてください】

- 高知県イメージキャラクター「くろしおくん」デザインマニュアルに従って使用すること。
- 許諾された内容により使用すること。
- 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- 原則として、「©高知県 くろしおくん #許諾番号」等と標記を付すること。
- 許諾に際して条件を付された場合には、それに従うこと。
- 許諾にかかる物品の完成品は、知事の求めに応じて速やかに提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- 高知県から「くろしおくん」の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、協力すること。

【こちらも記入してください】

暴力団の排除に係る誓約書兼同意書

私（私を代表とする法人・団体）は、高知県イメージキャラクター「くろしおくん」の使用許諾申請を行うにあたり、下記の事項を誓約します。

- 1 私（私を代表とする法人・団体の役員一同）は、暴力団と一切関係はありません。
- 2 前項に反したことにより、貴職が高知県イメージキャラクター「くろしおくん」の使用許諾の取消し等を決定した場合は、その決定にしたがいます。

年 月 日

高知県知事 様

住所	
法人・団体名 (個人の場合は空欄)	
代表者の氏名 (個人の場合は個人の氏名)	

第 号  
年 月 日

使用許諾回答書

（申請者）

様

高知県知事

年 月 日付けで申請のあった高知県イメージキャラクター「くろしおくん」の使用について、下記のとおり使用を（認めます・認めません）。

（認める場合）なお、使用に当たっては、「高知県イメージキャラクター「くろしおくん」使用規程」の内容を遵守してください。

記

使用期間： 年 月 日～ 年 月 日

許諾番号：

年 月 日

使用内容変更許諾申請書

高知県知事 様

（申請者） 住所  
氏名  
連絡先

年 月 日付けで許諾を受けた高知県イメージキャラクター「くろしおくん」の使用内容について変更したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 許諾番号
- 2 使用対象商品
- 3 変更内容
- 4 変更理由

第 号  
年 月 日

使用内容変更許諾回答書

（申請者）

様

高知県知事

年 月 日付で申請のあった高知県イメージキャラクター「くろしおくん」の使用内容の変更について、その変更を（認めます・認めません）。

（認める場合）なお、使用に当たっては、「高知県イメージキャラクター「くろしおくん」使用規程」の内容を遵守してください。

許諾番号：

第 号  
年 月 日

使用許諾取消書

（申請者）

様

高知県知事

年 月 日付けで許諾した高知県イメージキャラクター「くろしおくん」  
の使用について、下記のとおり許諾を取り消します。

については、この通知の到達日以降、「くろしおくん」は使用（製造、販売又は出荷を含む。）  
できません。

記

許諾番号：

取消理由：